

## 原子力損害賠償制度の見直しに係る検討課題について〔3〕

### 【原子力損害賠償に係る制度の在り方】

補足説明資料

## 2. (1) 責任の範囲について①

### i) 無限責任

#### ① 民法等における責任の範囲

不法行為法の目的の第一は、生じた損害を填補し、被害者の権利を金銭的に回復することにより被害者を救済することであるが、民法ではその賠償責任の範囲に制限を設けておらず、加害者に無限責任を負わせている。**無限責任の問題点としては、加害者に賠償を履行する資力がなければ、被害者保護の実効性に欠ける**ことが挙げられる。

このような問題点に対処するものの一つとして**責任保険制度**がある。これは、損害を発生させる危険性のある活動を行おうとする者があらかじめ保険料を支払い、賠償責任を負った際には、保険者から保険金の給付を受けるという仕組みである。これにより**加害者は賠償に必要な資力を確保**することができ、また、**賠償金支払いの負担を同種の責任保険に加入している者に分散**することにより、危険の分散や賠償責任の社会化が可能となるとされる。

#### ◆ 民法(明治29年法律第89号)

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

#### ◆ 責任保険について

##### ■ 責任保険

**不法行為責任が成立する場合に、加害者の資力を担保する保険制度が責任保険である。**責任保険は不法行為責任の成立を前提としているが、責任保険によってカバーされていると、加害者としても不法行為の成立をそれほど争わずに賠償に応ずるというメリットが期待される。他方で、加害者の不法行為責任の立証を要する点、及び加害者が加入していなければ意味がない点が欠点である。【内田貴, 民法Ⅱ 債権各論(2013)】

#### ◆ 原賠法制定時における無限責任に係る国会審議

##### ■ 第38回国会 参議院 商工委員会(昭和36年5月30日)

参考人(加藤一郎君) ところで、無過失責任を認めますと、その裏打ちとしまして、どうしても責任保険を強制して、それで裏づけをするということが必要になります。つまり、無過失責任を認めても、**加害者に賠償資力がなければ、これは画にかいたもちのようなもので、実効力がない。**そこで、**責任保険によってその裏づけをするということが必要**になるわけです。

さらにまた、事業者の立場から考えましても、**自分の企業の破産、破滅を救うためには、あらかじめ責任保険によって、そういうことのないようにはかっておく必要がある。**その、**加害者の自衛手段ということと、被害者の完全な保護という両面**において、責任保険制度が要請されるわけであり  
ます。

## 2. (1) 責任の範囲について②

民法の特別法として欠陥を責任要件とする損害賠償責任を規定したものとして、製造物責任法(平成6年法律第85号)がある。同法は、国民生活審議会(当時)を中心として関係省庁の多くの審議会等における議論を経て立法され、製造物の欠陥により生じた損害について製造業者等に無過失責任を課しているが、その賠償責任の範囲には制限を設けていない。これは、製品により生じる被害の内容と程度は千差万別であることから、すべての製品のリスクに対応するような限度額を統一的に設定することは事実上不可能であること、賠償が責任限度額に達した場合に、その後の請求者への賠償の取扱いについて問題が生じること、被害者全員が被害額以下の賠償しか受けられず、別途過失責任で賠償を請求しなくてはならなくなること等の問題が生じ得ることからとされている(第14次国民生活審議会)。

### ◆ 製造物責任法(平成6年法律第85号)

(製造物責任)

第3条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第3項第2号若しくは第3号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

### ◆ 製造物責任に係る責任限度額の検討経緯について

責任限度額、すなわち賠償額の最高限度を法定することについては、①製品により生じる被害の内容と程度は製品により千差万別であり、すべての製品のリスクに対応するような限度額を統一的に設定することは事実上不可能であること、②最高額が法定されると、最初に賠償を受けた被害者は被害の賠償を受けることができるが、後の被害者は賠償を受けることができなくなるとの被害者間の不公平の問題が生じること、③わが国では、ドイツのように過失を要件とせずに責任を課す場合には責任限度額を設けるという伝統がないこと等の問題があることから、これも採用していない。

【経済企画庁消費者行政第一課編, 逐条解説 製造物責任法(1994)】

#### ■ 第14次国民生活審議会 消費者政策部会報告(平成5年)

#### 第2 製品の欠陥に起因する消費者被害に係る民事責任ルールの在り方

#### 8. 責任制限 (1)責任限度額

製造者が製造物責任を負う際にその損害賠償金額に上限を設けることは、責任主体が自己の負うリスクの上限を把握し、保険等によりリスクを効率的にカバーすることを可能にさせるという利点があるが、[1]我が国では、ドイツのように過失を要件とせずに責任を課す場合には必ず責任限度額を設けるという伝統がないこと、[2]製品により生じる被害の内容と程度は製品により千差万別であり、すべての製品のリスクに対応するような限度額を統一的に設定することは事実上不可能であること、[3]賠償が責任限度額に達した場合に、その後の請求者への賠償の取扱いについて問題が生じること、[4]このような事態を避けるために、すべての被害者の請求が出揃ってから賠償を行うとすると救済が著しく遅れること、[5]被害総額が限度額を上回った場合には、被害者全員が被害額以下の賠償しか受けられず、別途過失責任で賠償を請求しなくてはならなくなること、といった問題があることから、責任限度額を設けることは適当でないと考えられる。

## 2. (1) 責任の範囲について③

### ②原賠法制定時の経緯

原子力事業者の責任については、原賠法第3条に規定されているが、賠償責任の範囲に特段の制限を設けていない(無限責任)。

原子力事業者に無限責任を負わせることに関して、法制定時の説明では、**賠償の履行が確実に行われるよう、責任保険契約及び補償契約の締結等の損害賠償措置を講じることを義務付けるとともに**、賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合には、同法第16条に基づき政府が必要な援助をすることにより、「被害者の保護に欠けるようなことはなく、また、原子力事業者が損害賠償によって**事業の経営に破たんをきたすことはないものと思われる**」とし、また、「**賠償責任を一定額で打ち切ることは、被害者の財産権の保護の観点から憲法上の疑義がある**」とされている。

### ◆ 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)

(無過失責任、責任の集中等)

第3条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

(損害賠償措置を講ずべき義務)

第6条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という。)を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。(国の措置)

第16条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者(外国原子力船に係る原子力事業者を除く。)が第3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

### ◆ 原賠法制定時における損害賠償措置に係る国会審議

■第38回国会 参議院 商工委員会(昭和36年5月23日)

政府委員(杠文吉君) 第六には、損害賠償措置でございますが、これは第6条、第7条関係でございます。**原子力事業者は損害賠償措置を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならないことといたしておきまして、賠償責任を担保させ、被害者の保護をはかっております。損害賠償措置の内容といたしましては、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約、**後ほど御説明申し上げますが、この補償契約を締結するか、あるいは金銭等の供託をするか、あるいはこれらに相当するその他の方法によりまして、一工場、または一事業所当たり、すなわちこれをワン・サイト当たりと申しておりますが、ワン・サイト当たり50億円を原子力損害賠償に充てることができる、充てなければならぬというふうにしております。また原子力損害を賠償したために、損害賠償措置の金額が減少した場合には、科学技術庁長官は、所定の金額に復元させるということも命ずることができるようにいたしてあります。

## 2. (1) 責任の範囲について④

### ◆ 原賠法第16条(国の措置)に係る国会審議

#### ■ 第38回国会 参議院 商工委員会(昭和36年5月23日)

政府委員(杠文吉君) 第十には国の措置でございます、これは第16条、第17条関係でございます。50億円以内の損害につきましては、以上申し上げましたように原子力事業者が講ずる損害補償措置、すなわち保険並びに補償契約、あるいは供託等によりまして完全にカバーされますけれども、万々これをこえる損害が生じた場合におきましては政府は被害者保護と原子力事業の健全な発達というこの法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、国会の議決によりまして、政府に属させられた権限の範囲内において必要な援助を行なうことといたしまして、一人の被害者も泣き寝入りすることなく、かつ原子力事業の健全な発達を阻害することのないよう配慮をいたしておる次第でございます。また異常な巨大な天災地変等によりまして原子力損害が生じた場合には、原子力事業者に責任をすべて集中的に負わせるということはあまりにも苛酷でありますので、そのような場合には免責をいたしますけれども、被害者の救助及び被害の拡大防止のため必要な措置は政府が講じまして、住民の不安を除くということにいたしております。

### ◆ 国の措置等について

#### ■ 昭和34～35年版 原子力白書(昭和36年2月、原子力委員会)

もしもの場合に、賠償措置額をこえる損害が発生したときの原子力事業者に対する国の措置をどのように規定するかについては、従来もつとも議論のあったところであるが、結局、政府は、そのような場合には、被害者の保護を図り、原子力事業の健全な発達に資するというこの法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとするという規定におちついた。賠償措置で不足する部分についてはかならず政府が補償するという諸外国の立法例にくらべるときは、若干あいまいな感じがしないこともないが、政府が援助を必要と認める際の判断は、あくまでこの法律の目的だけに照らしての判断であり、そこで援助が必要であると考えれば、かならずこれを行なうという建て前であるので、これによって被害者の保護に欠けるようなことはなく、また、原子力事業者が損害賠償によって事業の経営に破たんをきたすことはないものと思われる。

政府の援助としては、原子力事業者に対する補助金の交付がもつとも典型的な場合であるが、そのほか貸付金、融資のあっせん、利子補給などの形態が考えられる。これらの援助が財政支出を伴うものであるときは、予算または法律として国会の議決を経て行なわなくてはならないことはいうまでもない。

#### (無限責任について)

原子力委員会は関係各省と意見を調整しつつ、さらに審議を重ね、3月26日「原子力損害賠償制度の確立について」を決定した。この決定が前の内定と異なる点は、(1)無過失損害賠償責任については、賠償責任を一定額で打ち切るとは財産権の保護の観点から憲法上の疑義があるので、責任制限については規定しないこととしたこと。(2)国の措置としては、損害賠償措置の金額までの原子力損害で、責任保険でてん補されない部分については、政府が原子力事業者と補償契約を締結して補償すること。損害賠償措置の金額をこえる原子力損害については、政府は国会の議決を経た権限の範囲内で原子力事業者に必要な援助を行なうことができることとしたこと。

## 2. (1) 責任の範囲について⑤

### ii) 有限責任

#### ①我が国における有限責任の立法例

我が国の民事責任の一般原則は無限責任とされているが、例えば、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)及び船舶油濁損害賠償保障法(昭和50年法律第95号)においては、船舶やタンカーの所有者等が、その賠償責任の範囲を制限することができることとされている。これは、船舶所有者等の責任制限が古くから各国において認められているという沿革的理由があり、船舶所有者等の責任を制限する条約の国内法として整備されたものである。ただし、故意等による損害や、旅客の生命・身体への損害については制限することができないこととされている。

#### ◆ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)

(船舶の所有者等の責任の制限)

第3条 **船舶所有者等又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。**

- 一 船舶上で又は船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権
- 二 運送品、旅客又は手荷物の運送の遅延による損害に基づく債権  
(以下略)

4 船舶所有者等又はその被用者等は、**旅客の損害に関する債権については、第1項の規定にかかわらず、その責任を制限することができない**  
(責任の限度額等)

第7条 前条第1項又は第2項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

- 一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額。ただし、100トンに満たない木船については、一単位の507,360倍の金額とする。
- 二 その他の場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額

#### ◆ 船舶油濁損害賠償保障法(昭和50年法律第95号)

(タンカー所有者の責任の制限)

第5条 第3条第1項又は第2項の規定によりタンカー油濁損害の賠償の責めに任ずる**タンカー所有者(法人であるタンカー所有者の無限責任社員を含む。以下同じ。)**は、**当該タンカー油濁損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該タンカー油濁損害が自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。**

(責任限度額)

第6条 タンカー所有者がその責任を制限することができる場合における責任の限度額は、タンカーのトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額とする。

- 一 5千トン以下のタンカーにあつては、一単位の451万倍の金額
- 二 5千トンを超えるタンカーにあつては、前号の金額に5千トンを超える部分について一トンにつき一単位の631倍を乗じて得た金額を加えた金額

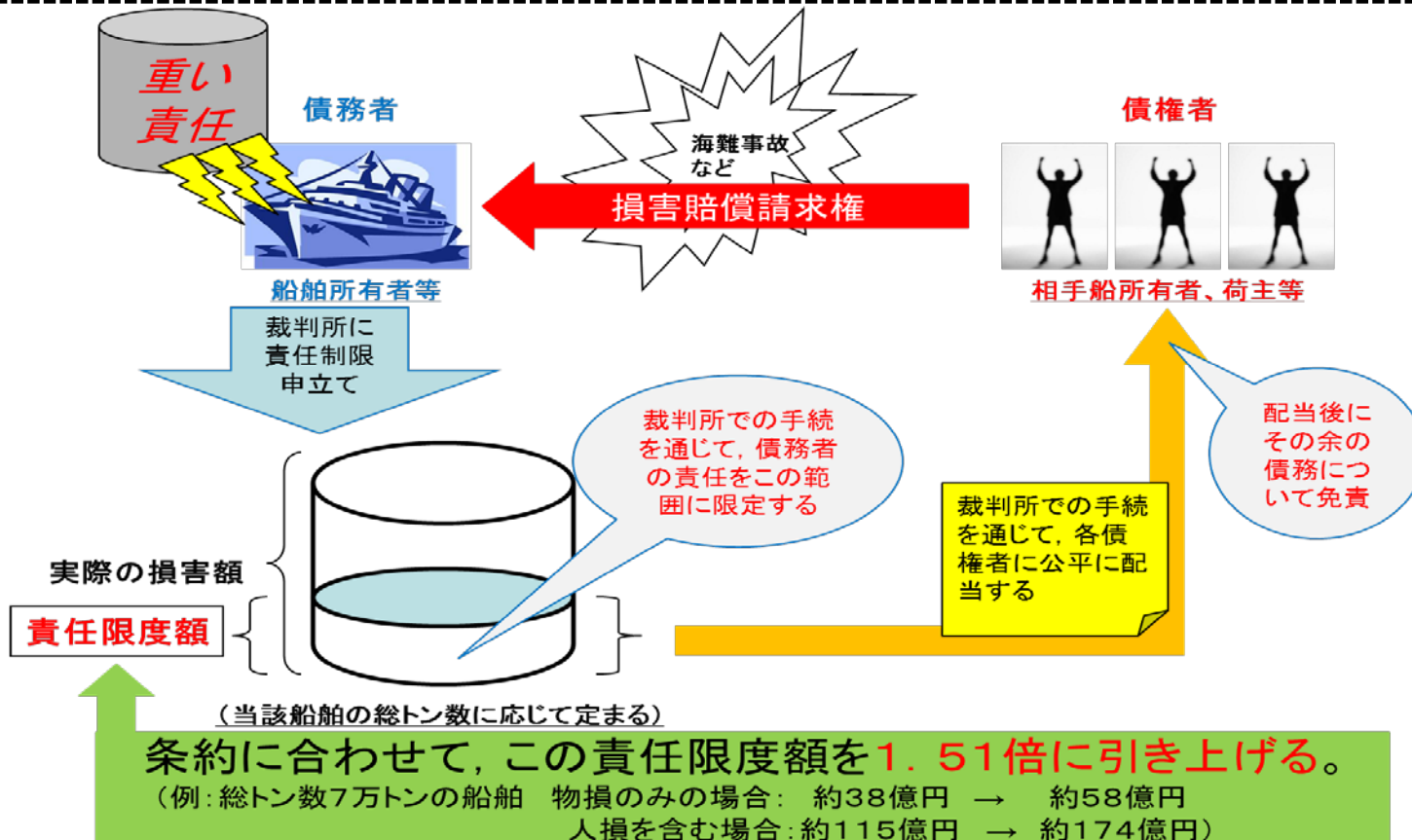
# (参考) 船主責任制限について

## ■ 船主責任制限制度とは

- 船主責任制限制度とは、船舶の運航に際して生じた損害に関する債権等につき、①債務者(船舶所有者等)が負う責任の限度額を定め、②責任制限のための手続を設ける制度であり、海運業の安定的な発展を目的として、国際的に広くみられるものである。
- 責任の限度額は、国際条約によって、我が国を含む加盟国間では統一された定めがされており、同条約の国内法として、我が国の船主責任制限法がある。

## ■ 責任の限度額について

- 責任の限度額を定める方法としては、現在、船舶のトン数に連動させた金額でこれを定める制度が一般的であるが、責任限度額は、海運業の保護育成に資する一方、被害回復を制限する面があることから、物価上昇や大きな海難事故がある度、責任限度額が低額に過ぎるとの批判を受け、次第に増額されている。
- 条約の責任限度額を1.51倍に引き上げる改正がされ、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の責任限度額も引き上げられた(平成27年5月改正)。



## 2. (1) 責任の範囲について⑥

### ◆ 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約(昭和51年条約第5号)

(前文)

締約国は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関するある統一的規則を合意によって定めることが望ましいことを認め、このため条約を締結することに決定し、よって、次のとおり協定した。

(責任制限の可能な債権の範囲)

第1条

(1) 海上航行船舶の所有者は、次のいずれかの原因から生ずる債権につき、自己の責任を第3条の規定によつて決定される金額に制限することができる。ただし、債権発生の原因となつた事故が所有者自身の過失によるものである場合は、この限りでない。

(a) 運送されるため船舶上にある者の死亡又は身体の傷害及び船舶上にある財産の滅失又は損傷

(b) (a)に規定する者以外の者(陸上にあるか水上にあるかを問わない。)の死亡若しくは身体の傷害、(a)に規定する財産以外の財産の滅失若しくは損傷又は権利の侵害があつて、船舶上にある者の行為、不行為若しくは過失で所有者が責任を負うものによるものは又は船舶上にない者の作為、不作為若しくは過失で所有者が責任を負うものによるもの。ただし、船舶上にない者の作為、不作為又は過失については、その作為、不行為又は過失が航行、船舶の取扱い、貨物の積込み、運送若しくは荷揚げ又は旅客の乗船、運送若しくは下船に関するものである場合に限る。

(c) 沈没し、乗り揚げ又は放棄された船舶(船舶上にあるすべての物を含む。)の引き上げ、除去又は破壊につき難破物の除去に関する法令によつて課される義務又は責任及び海上航行船舶が港の構築物、停泊施設又は可航水路に与えた損害について生ずる義務又は責任

(4) この条の規定は、次に掲げる債権については適用しない。

(a) 救援若しくは救助又は共同海損の分担に基づく債権

(b) 船長、乗組員、船舶の所有者のその他の被用者で船舶上にあるもの又は船舶の所有者のその他の被用者でその職務が船舶の業務に係るものの債権並びにこれらの者の相続人及び権利承継人の債権であつて、役務の提供についての契約に適用される法令により、所有者が、自己の責任を制限する権利を有せず、又は第3条の規定によつて決定される金額よりも高い金額にのみ自己の責任を制限することができるもの

(責任限度額の計算方法、制限基金の分配方法、船舶のトン数の計算方法等)

第3条

(1) 船舶の所有者が第1条の規定に基づき自己の責任を制限することができる金額は、次のとおりとする。

(a) 事故によつて物的債権のみが生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり1000フランで計算した金額

(b) 事故によつて人的債権のみが生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり3100フランで計算した金額

(c) 事故によつて人的債権及び物的債権の双方が生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり3100フランで計算した金額。この金額のうち船舶のトン数につきトン当たり2100フランで計算した第一の部分は、人的債権の弁済にのみ充てるものとし、船舶のトン数につきトン当たり1000フランで計算した第二の部分は、物的債権の弁済に充てる。ただし、第一の部分が人的債権を完済するために十分でない場合には、弁済されていない人的債権の残額は、物的債権と同一の順位で第二の部分から弁済される。

(2)～(7) (略)



## 2. (1) 責任の範囲について⑦

### ②諸外国制度及び関連条約における責任の範囲

諸外国の原賠制度における原子力事業者の賠償責任の範囲については、有限責任としているのは、アメリカ、イギリス、フランス等であり、無限責任としているのは、日本、ドイツ、スイス等である。なお、我が国が締結しているCSCは、賠償責任の範囲については定めておらず、締約国の国内制度によって賠償責任を制限することも認めている。

#### ◆ 諸外国の原賠制度(責任の範囲)

国名		日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	スイス
事業者賠償責任	有限 無限	無限	有限 126億ドル (1.51兆円)	有限 1.4億ポンド (252億円)	有限 9,150万ユーロ (119億円)	無限	有限 3億SDR (450億円)	無限
賠償措置額		【保険等】 ①民間・政府保険 1,200億円  【条約の拠出金】 ②CSC 0.472億SDR (70.8億円)	【保険等】 ①民間保険 3.8億ドル (456億円) ②事業者共済 122億ドル (1.46兆円)  【条約の拠出金】 ③CSC 0.306億SDR (45.9億円)	【保険等】 ①民間保険 1.4億ポンド (252億円)  【条約の拠出金】 ②ブラッセル補足条約 1.25億SDR (187.5億円)	【保険等】 ①民間保険 9,150万ユーロ (119億円)  【条約の拠出金】 ②ブラッセル補足条約 1.25億SDR (187.5億円)	【保険等】 ①民間保険 2.5億ユーロ (325億円) ②事業者共済 22.5億ユーロ (2,925億円) ※①②で対応不可の場合、25億ユーロまで 国家補償  【条約の拠出金】 ③ブラッセル補足条約 1.25億SDR (187.5億円)	【保険等】 ①民間・政府保険 500億ウォン (50億円)	【保険等】 ①民間保険 11億スイスフラン (1,430億円) ②国家補償 13.2億ユーロから①を 差し引いた額 (1,716-1,430億円) ※①で対応不可の場合、 13.2億ユーロまで国家補償  【条約の拠出金】 ③改正ブラッセル補足条約 3億ユーロ (390億円)

#### ◆ 原子力損害の補完的な補償に関する条約(平成27年条約第1号)

##### 第4条 責任の額

1 条約第3条1(a)(ii)の規定が適用される場合を除くほか、**施設国は、1の原子力事故について事業者が負う責任の額を次のいずれかの金額に制限することができる。**

(a) 3億SDR以上の金額

(b) 1億5千万SDR以上の金額。ただし、施設国が、原子力損害の補償を行うため、3億SDR以上の金額を上限として1億5千万SDR以上の金額を超える範囲について公的資金を利用可能とする場合に限る。

2 1の規定にかかわらず、施設国は、原子力施設又は関連する核物質の性質及びそれらに起因する事故により見込まれる影響を考慮して、事業者が負う責任の額についてより低い金額を設置することができる。ただし、いかなる場合にも当該金額が5百万SDR以上であること及び1の規定により設定される上限の金額まで施設国が公的資金を利用可能とすることを確保することを条件とする。

3 責任を負う事業者について、施設国が1及び2の規定並びに前定7(c)に規定する締約国の法令に従って設定する金額は原子力事故が生ずる場所の如何を問わず適用される。

## 2. (1) 責任の範囲について⑧

### ③有限責任の導入に係る検討課題について

これまでの議論において、電力システム改革が進展し、原子力事業者が競争環境に置かれることに鑑みると、今までどおり民間事業者に負担を負わせ続けることには限界があり、原子力事業の予見性向上や国の責任の明確化の観点から、原子力事業者の賠償責任の範囲を有限化することも検討すべきではないかとの意見が出されている。

有限責任の導入を検討するに当たっては、我が国の原賠制度創設時の経緯等に鑑み、まず、原子力事業者を有限責任とする意義・理由について整理する必要があると考えられる。

また、被害者が「適切な賠償」を受けるためには、原子力事業者の責任限度額を超えた後の賠償を行う仕組み(体制、手続、財源等)の整備を併せて検討する必要があると考えられる。

このような検討の中では、実際に有限責任を導入する場合の法的課題等についても整理する必要があるが、例えば次のような課題があると考えられる。

- ・ 原賠・廃炉機構法第68条で例外的な国費投入が定められていること等により、原子力事業者にとっても一定程度の予見可能性が確保されている中で、有限責任とする意義・理由が必要ではないか
- ・ 東電福島原発事故等の経験に鑑みれば、原子力損害は多種多様なものとなり得るが、原子力事故のリスクに対応した責任限度額をどのように定めることが可能か
- ・ 安全性向上へのインセンティブが低下し、モラルハザードを惹起する可能性があるのではないか
- ・ 原子力事業者の故意が認められる場合に責任を制限することの是非、また、過失又は重過失が認められる場合の責任制限の扱い方について、原賠法と民法第709条との関係を含めて、整理が必要ではないか
- ・ 責任限度額を超える又は超えるおそれがある場合、賠償を行っている途上で賠償主体が変わることが想定されるが、その場合における被害者間の公平性や賠償の迅速性等を担保することが可能か
- ・ 放射性物質の拡散等により、広範かつ長期に渡り甚大な被害をもたらし得る重大事故が認識される中、原子力事業者の賠償責任の範囲を制限することについての国民理解が得られるか
- ・ 仮に国が補償等を行う場合には、補償等の実務を迅速かつ適切に行うための体制等の整備が必要となるのではないか

## 2. (1) 責任の範囲について⑨

### 【論点1】

現行の原子力事業者の無限責任は、損害賠償措置等の枠組みと相まって、被害者にとって適切な賠償が確実に行われることが予見されるものであり、もって立地地域等の住民の安心感の醸成にも資するものと考えられるのではないかと。なお、損害賠償措置、原賠法第16条の政府の援助等の在り方については、原子力事業者の責任の範囲の検討と密接に関連することから、別途検討することとしてはどうか。

### 【論点2】

有限責任を導入することについては、民事責任の一般原則が無限責任とされていることを踏まえつつ、まず、原子力事業者を有限責任とする意義・理由について整理する必要があるのではないかと。

また、仮に原子力事業者を有限責任とする場合においても、被害者が「適切な賠償」を受けられるよう、責任限度額を超えた後の賠償を行う仕組み(体制、手続、財源等)の整備を併せて検討する必要があるのではないかと。

このような検討の中では、原子力事故のリスクに対応した責任限度額の定め方、故意等による事故の場合の扱い、被害者間の公平性等の担保、モラルハザードの惹起、国民理解等の様々な法的課題等についても整理する必要があるのではないかと。

## 2. (2) 損害賠償措置について①

### i) 現行の損害賠償措置について

原賠法第6条は、原子力事業者は、損害賠償措置を講じていなければ原子炉の運転等をしてはならないとしており、同法第7条に基づき、責任保険契約及び補償契約の締結若しくは供託等を行うこととされている。

#### ◆ 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)

(損害賠償措置を講ずべき義務)

第6条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という。)を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

(損害賠償措置の内容)

第7条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり1,200億円(政令で定める原子炉の運転等については、1,200億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。)を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。

#### ◆ 原賠法制定時における損害賠償措置の義務付けの立法趣旨に係る説明

■第38回国会 参議院 商工委員会(昭和36年5月30日)

参考人(加藤一郎君) ところで、無過失責任を認めますと、その裏打ちとしまして、どうしても責任保険を強制して、それで裏づけをするということが必要になります。つまり、無過失責任を認めても、加害者に賠償資力がなければ、これは画にかいたもちのようなもので、実効力がない。そこで、責任保険によってその裏づけをするということが必要になるわけです。

さらにまた、事業者の立場から考えましても、自分の企業の破産、破滅を救うためには、あらかじめ責任保険によって、そういうことのないようにはかしておく必要がある。その、加害者の自衛手段ということと、被害者の完全な保護という両面において、責任保険制度が要請されるわけであり  
ます。

## 2. (2) 損害賠償措置について②

### i) 現行の損害賠償措置について(責任保険契約)

責任保険契約は、同法第8条に基づき、保険者(日本原子力保険プール)と契約を締結することとしている。また、被害者の救済が確実に行われるよう、同法第9条で保険金について他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有することや、保険金請求権の譲り渡し等をできないこととしている。

### ◆ 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)

#### (原子力損害賠償責任保険契約)

第8条 原子力損害賠償責任保険契約(以下「責任保険契約」という。)は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者(保険業法(平成7年法律第105号)第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。)がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第9条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

- 2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。
- 3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

### ◆ 原賠法制定時における責任保険契約に係る説明

#### ■第38回国会 参議院 商工委員会(昭和36年5月23日)

政府委員(杠文吉君) 第7には、原子力損害賠償責任保険契約の規定でございます。これは第8条、第9条の関係でございます。原子力損害賠償責任保険につきましては、国内保険プールでは7億5千万が現在の適正消化能力でございますので、50億ということから見ますと、足りませんので、残額42億5千万円というものは、ロンドンの再保険市場に出しまして、消化するという事に相なっております。また責任保険の保険金につきましては、被害者に優先弁済を受ける権利を与えまして、その保護に遺憾なきを期しております。

## 2. (2) 損害賠償措置について③

### i) 現行の損害賠償措置について(補償契約)

また、責任保険契約等によって埋めることができない原子力損害(地震、津波等による原子力損害)を原子力事業者が賠償することにより生じる損失を政府が補償するため、同法第10条に基づき、政府と補償契約を締結することとしており、具体的な契約に関する事項は、原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和36年法律第148号)で定められている。

#### ◆ 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)

(原子力損害賠償補償契約)

第10条 原子力損害賠償補償契約(以下「補償契約」という。)は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつては埋めることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

#### ◆ 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和36年法律第148号)

(補償損失)

第3条 政府が前条の契約(以下「補償契約」という。)により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失とする。

- 一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害
- 二 正常運転(政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。)によつて生じた原子力損害
- 三 その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつて埋めることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。)
- 四 原子力船の外国の水域への立入りに伴い生じた原子力損害であつて、賠償法第7条第1項に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置(賠償法第7条の2第1項に規定する損害賠償措置の一部として認められるものに限る。)によつては埋めることができないもの
- 五 前各号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

#### ◆ 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令(昭和37年政令第45号)

(補償損失)

第1条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(以下「法」という。)第3条第2号に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(略)の規定の違反で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
- 二 原子炉の運転等の用に供する施設の損傷で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
- 三 天災地変又は第三者の行為で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。

第2条 法第3条第5号に規定する原子力損害であつて政令で定めるものは、津波によつて生じた原子力損害とする。

# (参考) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の概要①

## 【原子力損害賠償補償契約】 (第2条)

○政府は、原子力事業者を相手方として、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

## 【補償損失】 (第3条)

○政府が補償契約により補償する損失は、次の通り。

- ・地震又は噴火によつて生じた原子力損害
- ・正常運転（政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。）によつて生じた原子力損害
- ・責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの（やむをえない理由がある場合に限る。）
- ・その他政令で定めるもの

（原子力損害賠償補償契約法律施行令）

第1条 法第3条に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律規定の違反で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
- ・原子炉の運転等の用に供する施設の損傷で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
- ・天災地変又は第三者の行為で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。

第2条 法第3条に規定する原子力損害であつて政令で定めるものは、津波によつて生じた原子力損害

## 【補償契約金額】 (第4条)

○補償契約金額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により、他の補償契約が締結されている場合においては当該他の補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）。

## 【補償契約の期間】 (第5条)

○原子力損害に係る補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時まで。

# (参考) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の概要②

## 【補償料】 (第6条)

○補償料の額は、一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令)

第3条 法第6条に規定する政令で定める料率は

- ・ 熱出力が1万Kwを超える原子炉の運転 1万分の20
- ・ それ以外の補償契約 1万分の3 (大学又は高等専門学校における原子炉の運転等については、1万分の1.5)

## 【補償金】 (第7条)

○政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子炉の運転等により与えた原子力損害に係る補償損失について補償契約金額まで。

○補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補償契約により支払う補償金の額の合計額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額から当該責任保険契約によつてうめられる金額を控除した金額以下。

## 【通知】 (第9条)

○原子力事業者は、補償契約の締結、もしくは変更に際し、政令で定めるところにより、原子炉の運転等に関する重要な事実を政府に対し通知しなければならない。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令第4条により、原子力事業者が政府に通知すべき事項)

原子炉の運転	再処理	貯蔵	サイト外運搬
目的	工場又は事業所の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	経路及び方法
原子炉の型式、熱出力及び基数	施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法	施設の位置、構造及び設備並びに方法	開始時期及び予定終了時期
工場又は事業所の名称及び所在地	開始時期及び予定終了時期	開始時期及び予定終了時期	核燃料物質等の種類及び数量
施設の位置、構造及び設備	使用済燃料の種類及びその年間予定再処理量	使用済燃料の種類及び数量	責任保険契約に関する事項
開始時期及び予定終了時期	責任保険契約に関する事項	貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法	
核燃料物質の種類及びその年間予定使用量		責任保険契約に関する事項	サイト外貯蔵
使用済燃料の処分の方法	使用		貯蔵の場所及び方法
責任保険契約に関する事項	目的及び方法	廃棄物物理設又は廃棄物管理	貯蔵の開始時期及び予定終了時期
	場所	事業所の名称及び所在地	核燃料物質等の種類及び数量
加工	施設の位置、構造及び設備	施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法	責任保険契約に関する事項
工場又は事業所の名称及び所在地	開始時期及び予定終了時期	開始時期及び予定終了時期	
施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法	核燃料物質の種類及びその年間予定使用量	核燃料物質等の種類及び数量	サイト外廃棄
開始時期及び予定終了時期	使用済燃料の処分の方法	責任保険契約に関する事項	場所及び方法
核燃料物質の種類及びその年間予定加工量	責任保険契約に関する事項		開始時期及び予定終了時期
責任保険契約に関する事項			核燃料物質等の運搬の経路及び方法並びに当該運搬の開始時期及び予定終了時期
			核燃料物質等の種類及び数量
			責任保険契約に関する事項



# (参考) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の概要③

## 【時効】 (第11条)

○補償金の支払を受ける権利は、3年を経過したときは、時効によつて消滅。

## 【補償契約の解除】 (第14～16条)

○政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償措置以外の損害賠償措置を講じた場合においては、当該補償契約の解除の申込みに応ずることができ、又は当該補償契約を解除することができる。

この規定による補償契約の解除は、将来に向つてその効力を生ずる。

○政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

- ・ 損害賠償措置の義務付けの規定に違反したとき。
- ・ 補償料の納付を怠つたとき。
- ・ 通知義務を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。
- ・ 炉規法の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。
- ・ 補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。

この規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して90日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令)

第9条 法第15条に規定する政令で定める事項は、原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずること。

○核燃料物質等の運搬に係る補償契約については、政府は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができない。

## 【業務の委託】 (第19条)

○政府は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法に規定する損害保険会社又は外国損害保険会社等（これらの者のうち責任保険契約の保険者であるものに限る。）に委託することができる。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令)

第12条 法第19条第1項の規定により委託することができる業務は次の通り。

- ・ 補償金の支払の請求の受付
- ・ 補償損失の金額に関する調査
- ・ そのほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの

## 2. (2) 損害賠償措置について④

### i) 現行の損害賠償措置について(賠償措置額)

賠償措置額は、原子炉の運転等の内容に応じて定められており、現在、一工場若しくは一事業所(サイト)当たり**最大1,200億円**とされている。また、試験研究炉の運転、核燃料物質の加工、使用等については、その行為の持つ危険性に応じて、賠償措置額の特例が原賠法施行令第2条により定められている。

#### ◆ 原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和37年政令第44号)

(賠償措置額)

第2条 法第7条第1項に規定する政令で定める原子炉の運転等は次の表の各号に規定する原子炉の運転等とし、当該原子炉の運転等について同項に規定する政令で定める金額は当該原子炉の運転等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。ただし、同一の工場又は事業所に係る原子炉の運転等が同表の第1号から第17号までの各号の2以上の号に該当するときは、当該原子炉の運転等に係る当該金額は、その最も大きい金額とする。

賠償措置額	工場又は事業所(サイト)における事業行為(付随運搬・貯蔵・廃棄を含む)				サイト外の行為	
	原子炉の運転		加工・再処理・使用		貯蔵・廃棄	
1200億円	熱出力1万kW超	①	再処理	⑨		
240億円	熱出力1万kW超 (原子炉の運転をやめ、原子炉の炉心から使用済燃料を取り出した場合)	②	以下の加工 ・ 800g以上U235 (濃縮度5%以上) ・ 500g以上Pu	⑧	使用済燃料の貯蔵 ⑬ ガラス固化体の埋設 ⑮	以下のサイト外運搬 ・ 800g以上U235(濃縮度5%以上) ・ 500g以上Pu ・ 使用済燃料 ・ ガラス固化体 ⑰
	熱出力100kW超～1万kW以下	④	以下の使用 ・ 800g以上U235 (濃縮度5%以上) ・ 500g以上Pu	⑪	ガラス固化体の管理 ⑰	以下のサイト外貯蔵 ・ 800g以上U235(濃縮度5%以上) ・ 500g以上Pu ・ 使用済燃料 ・ ガラス固化体 ⑲
40億円	熱出力1万kW超 (原子炉の運転をやめ、使用済燃料をサイトから搬出した場合)	③	一般の加工 (⑧以外)	⑦	一般の廃棄物埋設 (⑮以外) ＝低レベル放射性廃棄物	一般のサイト外運搬 (⑰以外) ⑳
	熱出力100kW超～1万kW (原子炉の運転をやめ、使用済燃料をサイトから搬出した場合)	⑤	一般の使用 (⑪以外)	⑩	一般の廃棄物管理 (⑰以外) ＝低レベル放射性廃棄物 ⑱	一般のサイト外貯蔵 (⑲以外) ㉑
	熱出力100kW以下	⑥	以下の使用をやめた後 ・ 800g以上U235 (濃縮度5%以上) ・ 500g以上Pu	⑫		核燃料物質等のサイト外廃棄 (付随運搬を含む) ㉒

○囲い数字は、「原子力損害の賠償に関する法律施行令」第2条の表の各号の番号を表す。

## 2. (2) 損害賠償措置について⑤

### ii) 改正時の経緯(賠償措置額)

法定時の賠償措置額は50億円であったが、その後、国際的動向や責任保険の引受能力を総合的に勘案し、おおむね10年ごとに引き上げられてきた。平成21年の改正により現行の1,200億円に引き上げられている。

#### ◆ 賠償措置額の推移

運転等の種類	平成22年 1月1日～	平成12年 1月1日～	平成2年 1月1日～	昭和55年 1月1日～	昭和46年 10月1日～	昭和37年 3月15日～
・熱出力1万Kw超、再処理	1200億円	600億円	300億円	100億円	60億円	50億円

#### ◆ 関連条約における賠償措置額

	パリ条約		ウィーン条約		原子力損害の補完的な補償に関する条約 (C S C) (1997)
	パリ条約 (1960)	改正議定書 (2004)	ウィーン条約 (1963)	改正議定書 (1997)	
賠償措置額	1500万 S D R (約23億円)	7 億ユーロ (約910億円)	500万 U S ドル (約 6 億円)	3 億 S D R (約450億円)	3 億 S D R (約450億円)

#### ◆ 文部科学省 原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会 第1次報告書(平成20年12月15日)

##### ■ 2. 賠償措置額の見直し

##### (1) 法定措置額の引上げ

原賠法に規定される賠償措置額(法定措置額)は、昭和36年の原賠法制定時に50億円とされ、それ以降60億円、100億円、300億円、600億円と段階的に引き上げられてきた。いずれの場合においても、賠償措置額に関する国際的水準を勘案しつつ、我が国における民間の責任保険の引受能力を踏まえて引上げが行われてきている。

我が国は従来から国際条約への加入の有無にかかわらず、原子力先進国としてふさわしい原子力損害賠償制度を整備することに努めてきている点からすると、我が国制度と基本的な前提が異なる米国を除き、欧州の原子力先進諸国が署名し、批准に向けた準備を進めている改正パリ条約に定められた7億ユーロの賠償措置額が参考とすべき水準であると考えられる。

また、我が国の民間の責任保険の引受能力は、責任保険でん補すべき範囲に変更がないことを前提にすれば、国内の引受能力の向上及び海外再保険市場での引受能力の拡大により、現時点で最大1,200億円まで確保できることが日本原子力保険プールから報告されている。

以上を踏まえ、法定措置額は現行の600億円から1,200億円にまで引き上げることが適当である。

## 2. (2) 損害賠償措置について⑥

### ii) 改正時の経緯(補償契約における補償料率)

また、補償契約における補償料率は、補償損失の発生見込みや国の事務取扱費等を勘案して定められており、**法制定時は1万分の5**とされていた。平成21年改正時において、最新の知見、保険市場の評価、契約実績等を踏まえ、1万分の3に引き下げられた。その後、**東電福島原発事故を受け**、熱出力1万kw超の原子炉の運転に係る補償料率については、運転の実績と事故の発生件数を基に、平成24年4月から**1万分の20に引き上げ**られた。

#### ◆ 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和36年法律第148号)

(補償料)

第6条 補償料の額は、1年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

#### ◆ 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令(昭和37年政令第45号)

(補償料率)

第3条 法第6条に規定する政令で定める料率(以下「補償料率」という。)は、次の各号に掲げる補償契約の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和37年政令第44号)第2条の表第1号に規定する熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転に係る補償契約 1万分の20
- 二 前号に掲げる補償契約以外の補償契約 1万分の3(大学又は高等専門学校における原子炉の運転等に係る補償契約については、1万分の1.5)

#### ◆ 補償料率の推移

補償料率(施行令第3条)	平成24年4月1日～	平成22年1月1日～	法制定時～
・熱出力1万Kw超の原子炉の運転	1万分の20	1万分の3	1万分の5
・その他	1万分の3	1万分の3	1万分の5

## 2. (2) 損害賠償措置について⑦

### iii) 諸外国及び関連条約における損害賠償措置

諸外国においても、保険その他の資金的保証により損害賠償措置が講じられている。

また、関連条約においても、一定額以上の資金的保証を確保することを締約国に義務付けており、我が国が締結しているCSCでは、少なくとも3億SDR(約450億円)の資金的保証を締約国に求めている。

#### ◆ 諸外国の損害賠償措置について

国名		日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	スイス
事業者 賠償責任	有限	無限	有限 126億ドル (1.51兆円)	有限 1.4億ポンド (252億円)	有限 9,150万ユーロ (119億円)	無限	有限 3億SDR (450億円)	無限
	無限							
賠償措置額		<b>【保険等】</b> ①民間・政府保険 1,200億円 <b>【条約の拠出金】</b> ②CSC 0.472億SDR (70.8億円)	<b>【保険等】</b> ①民間保険 3.8億ドル (456億円) ②事業者共済 122億ドル (1.46兆円) <b>【条約の拠出金】</b> ③CSC 0.306億SDR (45.9億円)	<b>【保険等】</b> ①民間保険 1.4億ポンド (252億円) <b>【条約の拠出金】</b> ②ブッセル補足条約 1.25億SDR (187.5億円)	<b>【保険等】</b> ①民間保険 9,150万ユーロ (119億円) <b>【条約の拠出金】</b> ②ブッセル補足条約 1.25億SDR (187.5億円)	<b>【保険等】</b> ①民間保険 2.5億ユーロ (325億円) ②事業者共済 22.5億ユーロ (2,925億円) ※①②で対応不可の 場合、25億ユーロまで 国家補償 <b>【条約の拠出金】</b> ③ブッセル補足条約 1.25億SDR (187.5億円)	<b>【保険等】</b> ①民間・政府保険 500億ウォン (50億円)	<b>【保険等】</b> ①民間保険 11億スイスフラン (1,430億円) ②国家補償 13.2億ユーロから①を 差し引いた額 (1,716-1,430億円) ※①で対応不可の場合、 13.2億ユーロまで国家補償 <b>【条約の拠出金】</b> ③改正ブッセル補足条約 3億ユーロ (390億円)

#### ◆ 関連条約における賠償措置額

	パリ条約		ウィーン条約		原子力損害の補完的な補償に関する条約 (CSC) (1997)
	パリ条約 (1960)	改正議定書 (2004)	ウィーン条約 (1963)	改正議定書 (1997)	
賠償措置額	1500万SDR (約23億円)	7億ユーロ (約910億円)	500万USD (約6億円)	3億SDR (約450億円)	3億SDR (約450億円)

## 2. (2) 損害賠償措置について⑧

### iv) 損害賠償措置の考え方について

我が国の原賠制度では、上述のとおり、原子炉の運転等に際し、責任保険契約及び補償契約の締結等の損害賠償措置を講じることが義務付けられている。これらの損害賠償措置は、賠償措置額の範囲では被害者の救済が行われることを確実なものとし、また、原子力事業者にとっても責任保険契約等により賠償資力を確保することが可能となる意義があること、我が国が締結しているCSCが資金的保証を求めていることを踏まえ、損害賠償措置の義務付けを維持することが適当と考えられる。

また、東電福島原発事故では、現行の賠償措置額を大幅に上回る原子力損害が発生しており、現行の賠償措置額が過小ではないかとの意見が挙げられていることを踏まえ、賠償措置額の在り方については、原子力事業者自らが行う将来事故への備えとして妥当であるかどうかといった観点からの検討も重要であると考えられる。

一方、原賠法第16条において、賠償すべき損害額が賠償措置額を超え、同法の目的を達成するために必要があると認められる場合には、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を国が行うこととされている。この国の措置については、原子力事業者の責任の範囲等についての検討と併せて、別途検討することが適当と考えられる。

### ◆ 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)

#### (国の措置)

第16条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者(外国原子力船に係る原子力事業者を除く。)が第3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

## 2. (2) 損害賠償措置について⑨

### 【論点3】

損害賠償措置については、賠償措置額の範囲では被害者の救済が行われることを確実なものとし、また、原子力事業者にとっても責任保険契約等により賠償資力を確保することが可能となることから、我が国が締結しているCSCを踏まえ、損害賠償措置を義務付ける現行の枠組みを維持することを基本として検討してはどうか。ただし、原子力事業者の責任の範囲等の検討を踏まえ、必要な見直しがあり得ることに留意することとしてはどうか。

- 賠償措置額については、国際的動向及び責任保険の引受能力等を踏まえてこれまで見直しを行ってきたが、原子力事業者の責任の範囲等の検討を踏まえ、賠償措置額の在り方について検討してはどうか。

### 【論点4】

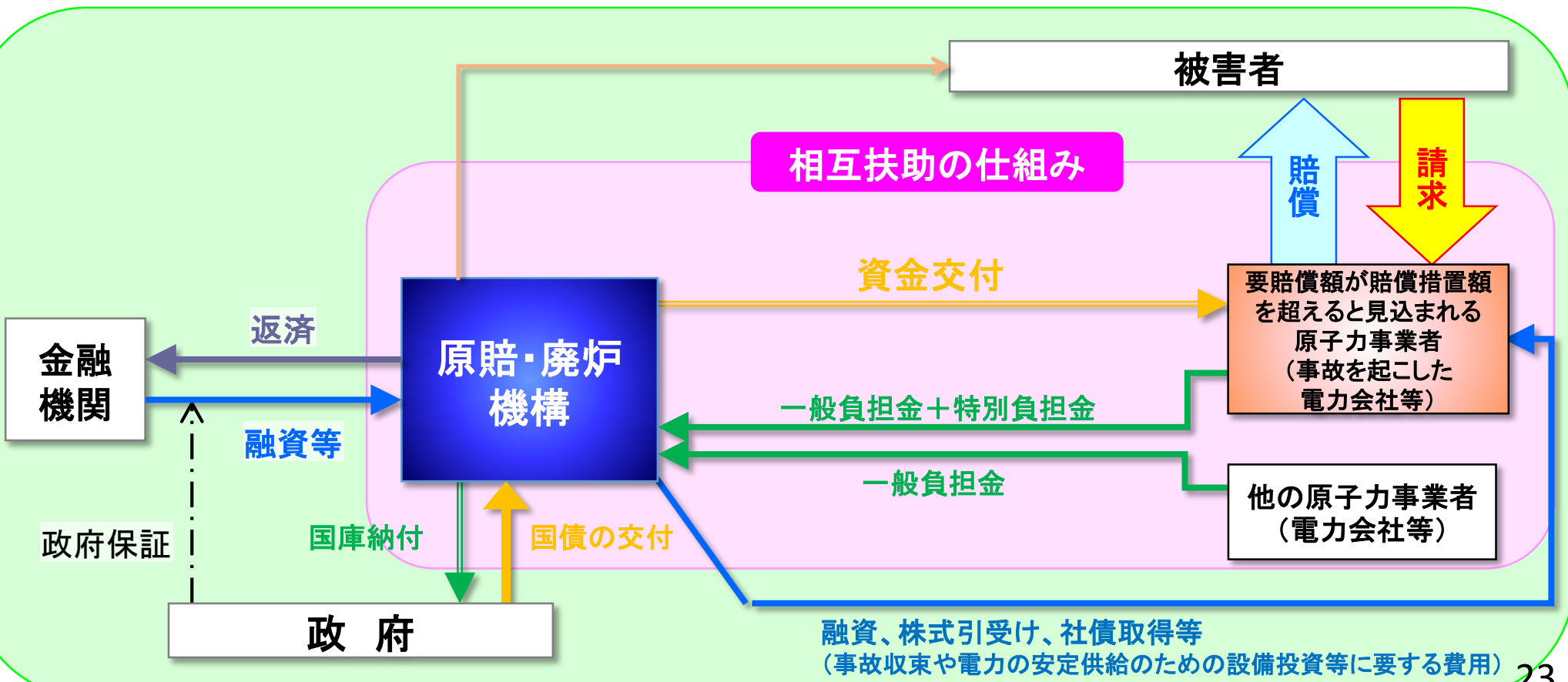
原賠法第16条に定める賠償すべき損害額が賠償措置額を超えた場合の国の措置については、現行では、事故の態様に応じて、原賠・廃炉機構による資金援助のほか、必要な措置を講じることとしているが、原子力事業者の責任の範囲等の検討と併せて、別途検討することとしてはどうか。

## 2. (3) 原賠・廃炉機構について①

### i) 原賠・廃炉機構の仕組み

原賠・廃炉機構は、政府と各原子力事業者が共同出資(政府と原子力事業者で折半)しており、その業務に要する費用については、各原子力事業者の負担金によって賄っている。原賠法に基づく損害賠償措置が各原子力事業者と損害保険会社及び政府との事前契約に基づく「保険的スキーム」であるのに対して、原賠・廃炉機構の制度は、各原子力事業者が共同で原子力損害の発生に備える「相互扶助スキーム」となっており、巨額の原子力損害の発生リスクに対して、各原子力事業者が定常的な費用を負担することにより事前に備え、原子力事業の適切な運営を確保することにより、もって原子力事業の健全な発達に資する仕組みとなっている。

#### ◆ 原賠・廃炉機構制度





## 2. (3) 原賠・廃炉機構について②

### ii) 一般負担金

各原子力事業者が負担する「一般負担金」は、原賠・廃炉機構の運営委員会の議決によって、負担総額と各原子力事業者の負担割合(負担金率)が定められることとなっている。この中で、負担総額の決め方については、①機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、適正かつ確実に業務を実施するために十分であり、②各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給等に係る事業の円滑な運営や電力利用者に著しい負担を及ぼさない旨が規定されている。また、各原子力事業者の負担金率についても、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して定められなければならない旨が原賠・廃炉機構法において規定されている。

このように、機構の業務に要する費用は、積立金の水準その他の状況により変動するものと考えられることに加え、原子力事業者への経営の圧迫等の影響にも鑑みる必要があることから、一般負担金の額の決定に当たっては、柔軟性をもって対応することが可能な仕組みとなっている。

#### ◆ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号)

(負担金の納付)

第38条 原子力事業者(略)は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

(負担金の額)

第39条 前条第一項の負担金の額は、各原子力事業者につき、一般負担金年度総額(機構の事業年度ごとに原子力事業者から納付を受けるべき負担金の額(略)の総額として機構が運営委員会の議決を経て定める額をいう。…)に負担金率(一般負担金年度総額に対する各原子力事業者が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て各原子力事業者ごとに定める割合をいう。…)を乗じて得た額とする。

2 一般負担金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

一 機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

二 各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

3 負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

4 機構は、一般負担金年度総額若しくは負担金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 主務大臣は、一般負担金年度総額について前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る一般負担金年度総額又は負担金率を原子力事業者に通知しなければならない。

7 主務大臣は、機構の業務の実施の状況、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、一般負担金年度総額又は負担金率の変更をすべきことを命ずることができる。

## 2. (3) 原賠・廃炉機構について③

### iii) 原賠・廃炉機構による資金援助

原賠法に定める賠償措置額を超える巨額の原子力損害が発生した場合、**賠償義務を負った原子力事業者は、原賠・廃炉機構に資金援助を申し込むことができる。**当該資金援助は、基本的には各原子力事業者が納付してきた負担金の収益による積立分を原資に行われることが前提となっている。

#### ◆ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号)

##### (資金援助の申込み)

第41条 原子力事業者は、賠償法第3条の規定により当該**原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額**(以下「要賠償額」という。)が**賠償措置額を超えると見込まれる場合には、機構が、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に資するため、次に掲げる措置(以下「資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。**

- 一 当該原子力事業者に対し、**要賠償額から賠償措置額を控除した額を限度として、損害賠償の履行に充てるための資金を交付すること。**
- 二 当該原子力事業者が発行する株式の引受け
- 三 当該原子力事業者に対する資金の貸付け
- 四 当該原子力事業者が発行する社債又は主務省令で定める約束手形の取得
- 五 当該原子力事業者による資金の借入れに係る債務の保証

##### (国債の交付)

第48条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いるため、**国債を発行することができる。**

2 政府は、前項の規定により、予算で定める額の範囲内において、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。

3 第一項の規定により**発行する国債は、無利子**とする。

##### (国債の償還等)

#### 第49条

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない

3 前項の規定による償還は、この法律の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置の経理を明確にすることを目的として**エネルギー対策特別会計に設けられる勘定の負担において行うものとする。**

## 2. (3) 原賠・廃炉機構について④

### iv) 特別資金援助及び特別負担金

原子力損害の賠償かつ適切な実施のために不十分である場合、原賠・廃炉機構は、政府から国債の交付を無利子で受け、その償還によって資金を確保することができる。その場合、原賠・廃炉機構と当該原子力事業者は、共同して、損害賠償の実施と資金援助に関する計画(特別事業計画)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。特別事業計画の認可を受けた原子力事業者は、同計画に基づく資金援助(特別資金援助)を受けることができるが、同計画に定める特別期間においては、一般負担金に加えて、特別負担金を納付することとなっている。特別負担金の額については、一般負担金と同様に原賠・廃炉機構の運営委員会の議決により定められているが、その決定の際には、資金援助を受けている原子力事業者の収支状況に照らし、電気の安定供給等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額を負担を求めよう決定される。特別負担金は、総括原価に含めることが可能な一般負担金とは異なり、利益水準の中で、できるだけ高額になるよう決定されている。

なお、国債の交付を受けた場合、原賠・廃炉機構は、毎事業年度の収益から、国債の償還を行った金額分に達するまで国庫納付することを義務付けられる。また、国債の償還分に係る利子負担は、エネルギー対策特別会計に設けられる勘定の負担において行うこととなっている。

### ◆ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号)

第52条 認定事業者が、当該認定に係る特別期間内にその全部又は一部が含まれる機構の事業年度について納付すべき負担金の額は、第39条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に特別負担金額(認定事業者に追加的に負担させることが相当な額として機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。)を加算した額とする。

2 特別負担金額は、認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、認定事業者に対し、できるだけ高額を負担を求めものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

(利益及び損失の処理)

第59条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

4 機構は、特別資金援助に係る資金交付を行った場合には、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、当該資金交付を行うために既に第49条第2項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならない。この場合において、第1項中「なお残余があるとき」とあるのは、「なお残余がある場合において、第4項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるとき」とする。

### ◆ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務運営に関する命令(平成23年内閣府・経済産業省令第1号)

(特別負担金額の設定基準)

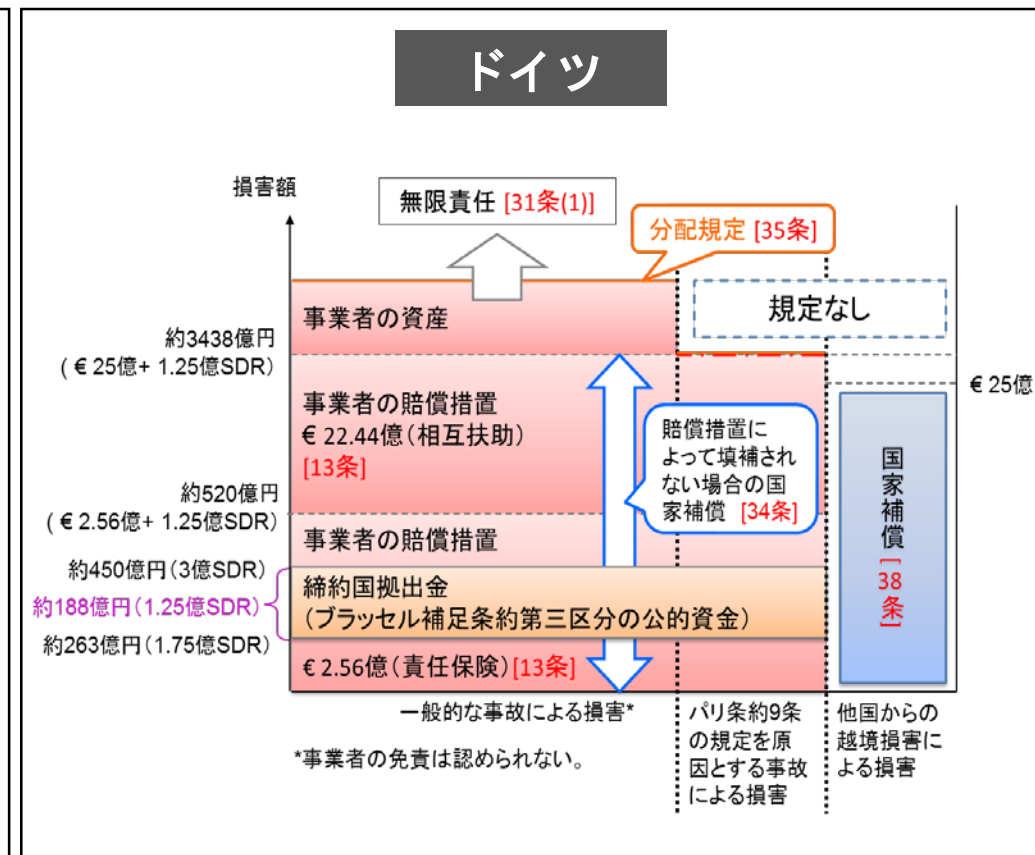
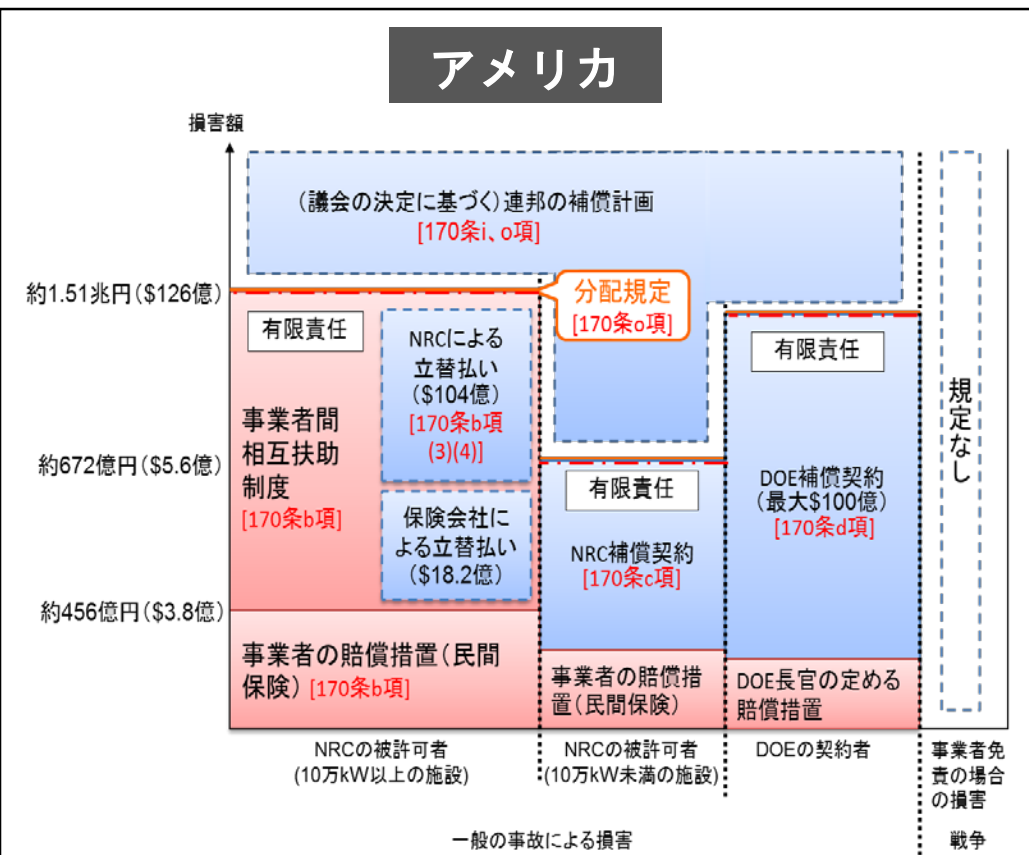
第8条 法律第52条第2項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 認定事業者による電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できるものであること。
- 二 収支の状況に照らして経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額を負担をするものであること。

## 2. (3) 原賠・廃炉機構について⑤

### v) 諸外国における相互扶助スキームについて

諸外国の原賠制度においては、アメリカとドイツが相互扶助スキームを採り入れている。アメリカは、第1次的損害賠償措置（責任保険、賠償措置額は3.75億ドル（約450億円））を上回る損害が発生した場合、相互扶助制度として第2次損害賠償措置（賠償措置額は122.2億ドル（約1兆4,700億円））が用意されており、全米の原子力事業者から事故発生後に保険料を徴収し、賠償原資に充てる仕組みが存在する。また、ドイツは、責任保険に加え、原子力事業者である4大電力会社の連帯責任契約に基づく相互扶助制度が認められており、原子力事故が生じて契約を履行することになった場合、各事業者はその割合に応じた支払を行う（賠償措置額は22.44億ユーロ（約2,917億円））。



## 2. (3) 原賠・廃炉機構について⑥

### 【論点5】

原賠・廃炉機構制度は、原賠法に基づく賠償措置額を上回る原子力損害が発生した場合に備えるため、原子力事業者による「相互扶助スキーム」を基本的な考え方としているが、今後、万一巨額の原子力損害が発生した場合でも対応できるような原子力事業者の事故への備えを担保するため、引き続きこうした基本的な考え方に基づく制度を維持するべきではないか。

- 原子力事業者が、電力システム改革等の事業環境変化に直面する中で、民間主体の事業として継続していくために、適切な原賠・廃炉機構制度の在り方について、どのように考えるか。

### 【論点6】

原賠・廃炉機構の負担金制度については、事故に備えるために機構が要する費用を定量的に規定することは困難であると考えられるため、原子力事業者の経営状況等に配慮した上で、機構の運営委員会が柔軟に定めることが可能となっているが、こうした現行制度についてどのように考えるか。